

令和7年度 愛知支部事業計画(案)と 愛知支部保険者機能強化予算(案)について



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

愛知支部事業計画(案)

事業計画＜取組内容・目標＞

事業の現状等

- サービス水準の向上
- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。
 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、令和8年1月に電子申請を導入する。
 - 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
 - ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析及び改善を行い、加入者の利便性向上に努める。
 - コールセンターとの連携を含めた受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や質の向上を目的とした研修を実施し、加入者や事業主等からの相談・照会に的確に対応する。
 - 愛知県国際交流協会等の連携し、多言語対応による制度案内を行う等、外国人加入者等の利便性向上を図る。

傷病手当金支給決定件数の年次推移(上半期比較)

(件)

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期計
令和4年度	10,998	11,655	11,467	9,975	10,530	18,091	72,716
令和5年度	10,296	9,273	9,532	8,638	10,350	9,751	57,840
令和6年度	10,282	9,985	9,193	10,232	10,008	9,554	59,254

サービススタンダード処理日数の年次推移

(日)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
8.09	7.86	7.94	8.07	8.39	6.72	6.02

※令和6年度は4月から9月分までの集計値

事業計画達成に向けた具体的な施策

- 迅速な業務処理の徹底
- ・ 現金給付の申請件数が年々増加しているが、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直しを図り、特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)の達成状況を100%とし、システム刷新以降、平均所要日数7日以内を実現できていることから、この水準を維持する。
- 電子申請の導入
- ・ 加入者及び事業主へ、申請における方法や注意点等について、本部からの情報提供を踏まえ、適切に周知する。
- お客様対応の質の向上
- ・ お客様満足度調査やお客様の声の活用により課題の改善に繋げるほか、チャットボットの利用状況の分析により、お問合せ内容の傾向やニーズを把握する。また、これらの情報をコールセンターと連携するとともに、相談業務の標準化や質の向上を目的とした研修を実施する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■現金給付適正化

- 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、マイナンバー情報照会や年金機構との情報連携を確実に行う。
- 現金給付の支給決定データ等の分析等により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認し厳正に対応する。
- 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会や面接確認委員会を実施する。なお、加入者への文書照会については、頻回に着目した照会を強化し、回答内容を精査するとともに、その効果を検証する。また不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。
- あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

事業の現状等

給付適正化PTにおいて審議に至った案件

	報酬の適否を審査するもの	継続給付後、就労が確認され労務不能の適否を審査するもの
令和5年度	20件	7件
令和6年度	15件	5件

※令和6年度は12月調査分までの集計値

海外出産における出産育児一時金の申請状況

	申請件数	申請件数のうち、資格喪失済であるもの	申請件数のうち、振込先が代理人であるもの
令和5年度	133件	126件	99件
令和6年度	159件	153件	119件

※令和6年度は12月調査分までの集計値

事業計画達成に向けた具体的な施策

■傷病手当金と障害年金等の併給調整

- ・ 年金の受給状況については、マイナンバー情報照会や年金機構からのシステム連携により把握できるため、傷病手当金等と併給調整の必要な方については、確実に調整を実施するとともに、システムで確認ができない詳細な情報が必要な場合は、個別に年金機構へ文書照会を行う。

■不正の疑いの生じた申請への対応

- ・ 給付金の算定の基となる標準報酬月額の不正在疑われる届出や、傷病手当金を受給しながら軽微とはいえない範囲で労務に就く等、法令に定める支給要件を満たさず、不正の疑いが生じた案件については、保険給付適正化PT(支部内に設置)において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど厳正に対応する。

■海外療養費や海外出産育児一時金への対応

- ・ 海外出産の場合等は、証明などの文化が日本と異なることから、複数の書類において内容を審査するとともに、書類の偽造等の不正が疑われる申請においては、照会の実施や関係機関との連携等、適切に対応する。

事業計画＜取組内容・目標＞

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- i) オンライン資格システムの周知徹底
医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。
- ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
令和7年12月1日に従来の健康保険証が使用できる経過措置期間が終了することを踏まえ、より一層のマイナ保険証の利用を推進する。
- iii) 電子申請等の導入
加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、令和8年1月より電子申請を導入する。

IV)DXを活用した事業の推進

被扶養者再確認業務におけるマイナンバーの活用や、マイナ保険証の利用状況により「医療費のお知らせ」の見直しを本部にて検討し、この結果を踏まえて適切に対応する。

事業の現状等

- 資格情報のお知らせの発行
第一回 令和6年9月13日から同年9月30日にかけて送付
第二回 令和7年1月30日から同年2月28日かけて送付
- マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行
健康保険法の改正により、令和6年12月2日より健康保険証の発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行した。
これに伴い、資格取得届や被扶養者異動届の提出がなされた際には、資格情報のお知らせの発行がされているほか、マイナ保険証の利用登録をしていない方等より、資格確認書の交付申請がされた場合には、適切に発行をしている。
- 被扶養者再確認業務の実施
令和6年度より、被扶養者再確認業務において、マイナンバーによる照会により、事前に収入状況を把握する取り組みを実施している。これにより、扶養認定の収入要件を超えている場合には、あらかじめ届出用紙（被扶養者状況リスト）へ「収入超過」の記載をするなど、事業主側で要確認対象を把握しやすくなっている。

事業計画達成に向けた具体的な施策

- i) オンライン資格確認システムの周知徹底
 - ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
 - ・ 協会けんぽが保有する情報や住民基本台帳上の情報と一致しないマイナンバーが登録されている加入者に対して、本人照会を実施する。
- ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応
 - ・ マイナ保険証の利用登録をしていない加入者に対し、令和7年12月1日の経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。
- iii) 電子申請等の導入
 - ・ 電子申請の方法や注意点等について、本部からの情報提供に基づき、加入者や事業主へ適切に広報を行う。
- IV)DXを活用した事業の推進
 - ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し確認対象者を絞り込むなど、効果的な実施方法を本部で検討しているところであり、検討結果を踏まえ、適切に対応する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■レセプト内容点検業務

■ レセプト内容点検業務の向上を図るため、令和6年度の取り組み状況（実績確認、取り組み施策の評価・分析、進捗状況確認）を検証し、「レセプト内容点検行動計画」を策定し、効果的かつ効率的な内容点検を着実に実施する。

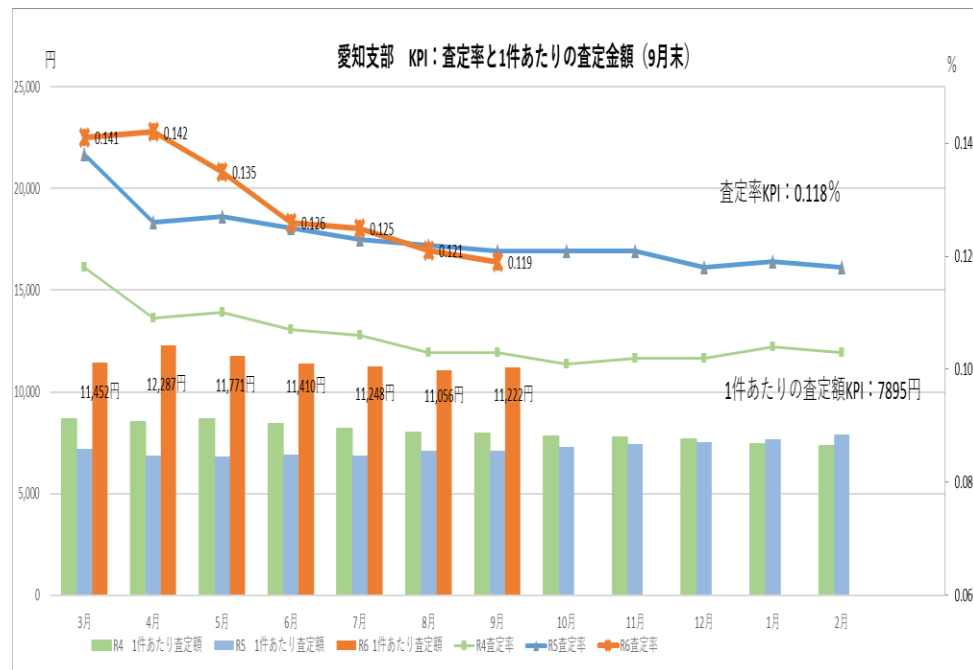
KPI:

- ① 協会のレセプト点検の査定率^(※)について
対前年度以上とする

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会の医療費総額

- ② 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を
対前年度以上とする

事業の現状等



事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

■効果的・効率的な点検の推進

- ・ 自支部の再審査結果や他支部の査定事例等を検証する。効果的な事例を自動点検マスクに反映させるようメンテナンスを行い、システムを最大限に活用した点検を実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有する。点検効果が高いと見込まれるレセプトを効率的・効果的に審査する。

■レセプト点検員のスキルアップ

- ・ レセプト点検員の能力等を踏まえて、個人ごとに年間の目標を設定し、毎月の面談において目標達成に向けて助言や指導を行う。
- ・ 再審査結果等の分析から各レセプト点検員の強み・弱みや点検の傾向などを把握し、各点検員が抱える問題点や課題の解消に向けて的確な対応策を講じる。
- ・ 毎月勉強会を実施し、高い知識を習得している点検実績の高いレセプト点検員から、他の

- ・ レセプト点検員に対しての点検スキルの共有を促し、全体のスキルアップを図る。
- ・ 外部講師による手術・入院等の高点数レセプトを中心とした内容の研修を実施し、知識の習得を図る。

■社会保険診療報酬支払基金との協議

- ・ 社会保険診療報酬支払基金との協議について、グループ長始め補佐、レセプト内容点検担当職員、レセプト点検員が参加のうえ、原則毎月対面で協会支部内で実施する。
- ・ 再審査結果に基づく審査差異事例等については、社会保険診療報酬支払基金と協議を行い、審査基準の差異解消に努める。また、協議の結果、支部間差異が解消されない事例について、「審査に関する苦情相談窓口」に登録して改善に取り組む。

事業計画＜取組内容・目標＞

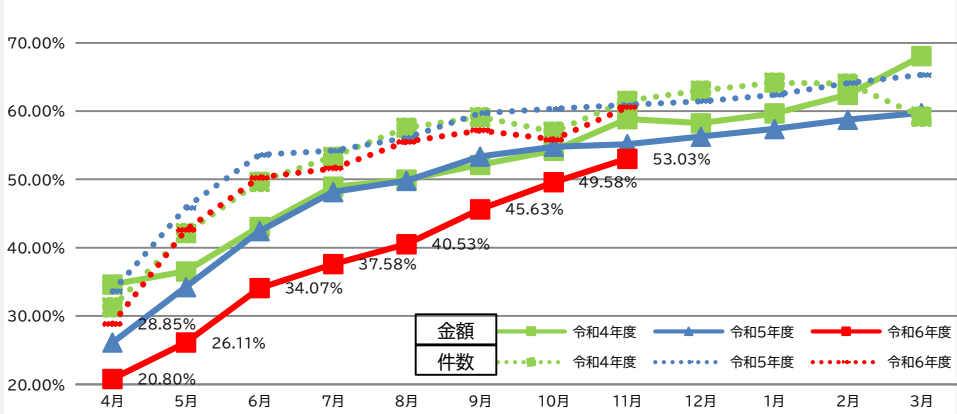
債権管理・回収と返納金債権発生防止

- 債権管理・回収業務の強化を図るため、令和6年度の取り組み状況(実績確認、取り組み施策の評価・分析、進捗状況確認)を検証し、「債権管理・回収計画」を策定し、効果的かつ効率的な債権管理・回収を適切に実施する。

KPI:
返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を**対前年度**以上とする。

事業の現状等

○現年度返納金債権の回収率(%)推移（累計による回収率）



金額(回収率)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	34.61%	36.53%	43.05%	48.92%	49.96%	52.14%	54.21%	58.83%	58.22%	59.66%	62.41%	68.05%
令和5年度	26.11%	34.23%	42.42%	48.16%	49.79%	53.36%	54.78%	55.17%	56.26%	57.39%	58.75%	59.74%
令和6年度	20.80%	26.11%	34.07%	37.58%	40.53%	45.63%	49.58%	53.03%				

件数(回収率)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和4年度	31.29%	42.13%	49.66%	53.31%	57.57%	59.11%	56.98%	61.52%	63.01%	64.16%	64.04%	59.22%
令和5年度	33.60%	45.85%	53.59%	54.23%	56.10%	59.71%	60.34%	60.90%	61.44%	62.38%	64.10%	65.30%
令和6年度	28.85%	42.60%	50.27%	51.59%	55.52%	57.18%	55.84%	60.56%				

事業計画達成に向けた具体的な施策

債権の早期回収並びに適正な催告の実施

- 債権の回収に向けた取り組みを債権管理・回収業務フローに基づき、確実に実施する。
- 発生した債権は、債権の保全を図るため、速やかに調定のうえ納付書を送付する。
- 自主的な債権回収が困難な場合は、速やかに内容証明郵便または弁護士を活用した催告を実施する。

保険者間調整の積極的活用

- オンライン資格確認システムによる振替機能を活用できない資格喪失後受診による返納金については、納付書に保険者間調整案内文書をもれなく同封する。
- 保険者間調整の申出用紙を送付後に提出がない場合は、再度保険者調整の利用勧奨を実施する。

時期： 通年

納付期限や事跡等の管理徹底

- 担当者は債権管理・回収業務フローに則した催告を着実かつ確実に実施し、管理者は催告漏れがないよう「債権催告対象者一覧画面」による確認を徹底する。
- 住所不明の債務者については、日本年金機構に対して定期的に住所調査を依頼する。また、再就職が確認できた債務者については、就業場所への催告(親展扱いとする等、個人情報に配慮)を実施する。

担当職員の知識及びスキル向上

- 本部主催の債権管理回収事務担当者研修会に参加し、担当職員のスキル向上を図る。

返納金債権の発生防止

- マイナ保険証を基本とする仕組みのもとでの、資格喪失後受診による返納金債権の効果的な発生防止を検討する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 （被保険者の生活習慣病予防健診実施率）

■ 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、自己負担金額の軽減や付加健診の対象年齢の拡大（令和5年度から実施）等のご案内を含めた受診勧奨の取組を推進する。また、未受診者への受診勧奨を定期的に実施する。

■ 健診体系の見直しとして2026（令和8）年度以降順次実施する被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備・周知を行う。

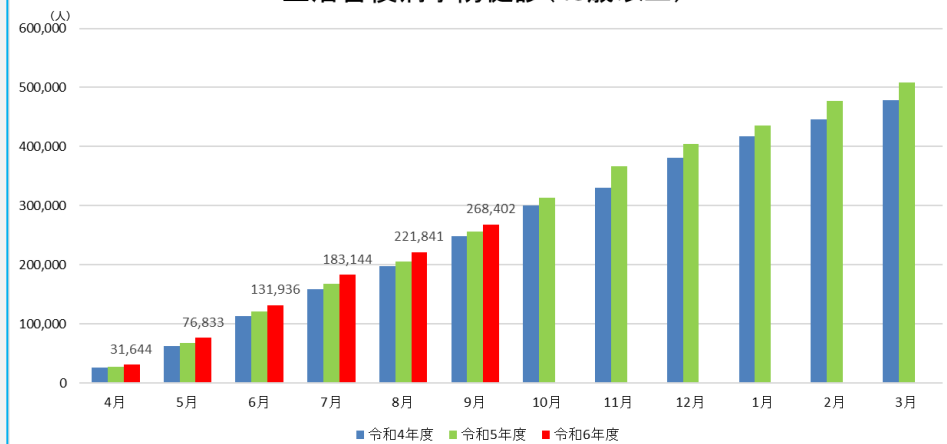
● 保健事業の一層の推進（2026～27（令和8～9）年）
年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助25,000円を実施。

KPI:

- ① 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする
- ② 生活習慣病予防健診実施率を**58.7%**以上とする

事業の現状等

生活習慣病予防健診（40歳以上）



■ 令和6年度KPI：56.9%

■ 令和6年度9月末現在 268,402名受診（達成度：49.2%）

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

● 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減※1・付加健診の対象年齢の拡大※2を活用した受診勧奨を実施する。

※1 最高7,169円⇒5,282円（令和5年度～）

※2 従来の「40歳、50歳」から「40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳」へ拡大（令和6年度～）

● 生活習慣病予防健診の未受診者がいる事業所への受診勧奨を定期的に実施する。

● 2026年度以降に実施する人間ドック健診に対する費用補助や若年層（20、25、30歳）を対象とした健診等に向けた準備を行う。【新規】

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 （事業者健診データ取得率）

- 事業者健診データの取得について、提供依頼書（同意書）の提出があった事業所の事業者健診データが健診機関から確実に提供されるよう、健診機関への働きかけを強化する。併せて、生活習慣病予防健診の実施率が低い事業所に対し、提供依頼書の新規取得勧奨を行う。
- また、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進する。

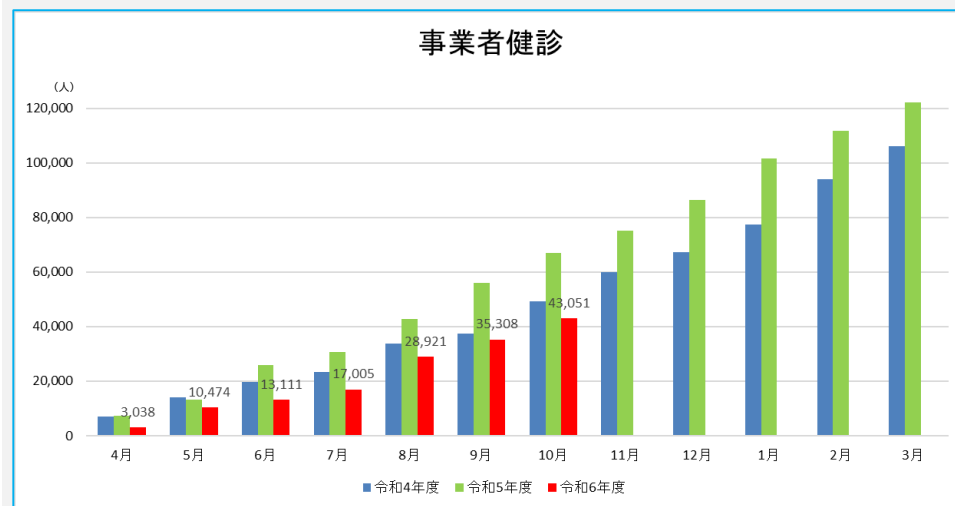
※電子カルテ情報共有サービスとは、電子カルテ情報がオンライン資格確認システムネットワークを通じて連携されることで、全国の医療機関等が患者の同意のもとに閲覧することが可能となるサービスであり、本サービスで取り扱う文書情報として健診結果報告書が対象となっています。本サービスの運用開始に伴い、健診結果について、既存の事業により取得可能な経路に加えて、新たに本サービスを經由して健診実施機関から情報連携される経路が新設されます。これにより、以下のメリットを享受できる。

- ・新たな経路が加わることで、事業者健診結果の取得率向上が見込まれる。
- ・より迅速な健診結果報告書の取得により、速やかな保健指導や受診勧奨が可能となる。

KPI:

- ①健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする
- ②事業者健診データ取得率を14.1%以上とする

事業の現状等



■ 令和6年度KPI：13.5%

■ 令和6年度10月末現在 43,051名受診（達成度：33.2%）

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

- 提供依頼書（同意書）に記載がある健診機関に対し、確実に協会に事業者健診データが提供されるよう、取得促進の働きかけを実施する。
- 生活習慣病予防健診の実施率が低い事業所に対し提供依頼書の新規取得勧奨を行い事業者健診データ取得を促進させる。
- 2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データ取得の推進する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
（被扶養者の特定健診実施率）

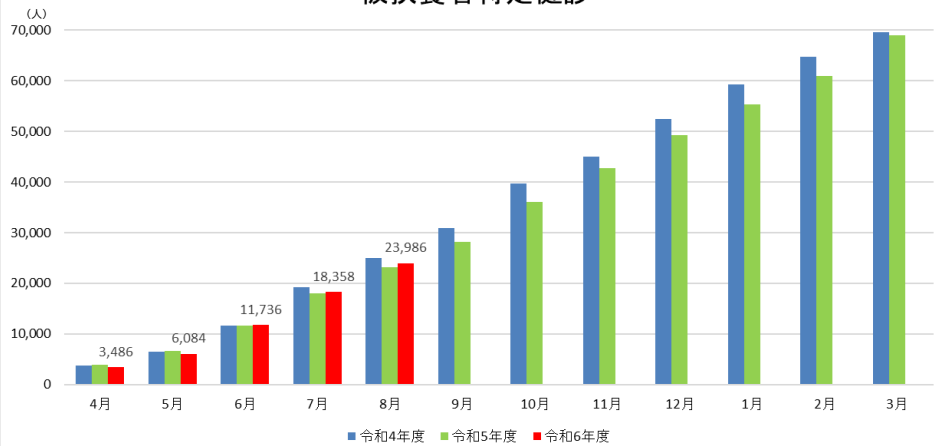
- 被扶養者に対する特定健診について、市町村のがん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、集団健診時のオプション健診に「骨粗鬆症検診」、「眼底検査」を追加する。

KPI:

- ① 健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする
- ② 被扶養者の特定健診実施率を32.2%以上とする

事業の現状等

被扶養者特定健診



■ 令和6年度KPI：31.3%

■ 令和6年度8月末現在 23,986名受診（達成度：29.4%）

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

- 特定健診の集団健診時の無料オプションとして「骨粗鬆症検診」「眼底検査」を導入し、魅力ある健診とする。また、予防の重要性に関する啓発を進める。
- 被扶養者に対する特定健診について、市町村のがん検診との同時実施等の拡大を進め、実施率の向上を図る。

事業計画＜取組内容・目標＞

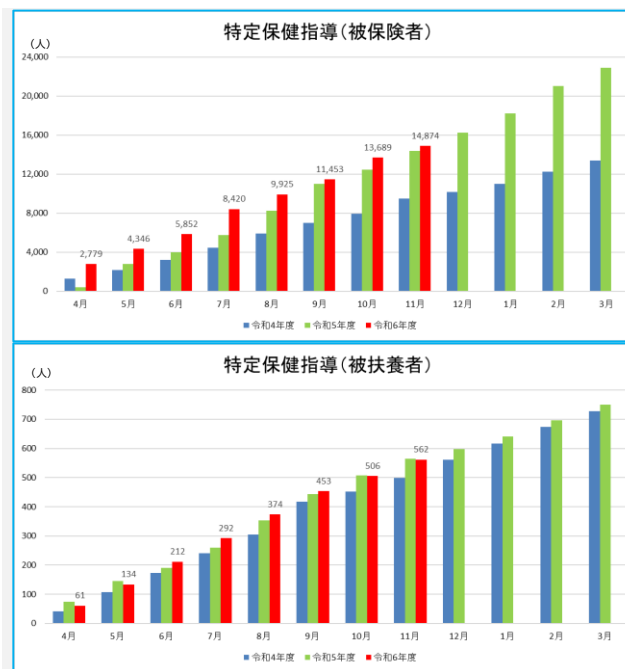
■ 特定保健指導実施率の向上（被保険者・被扶養者）

- 特定保健指導を利用することの重要性について、様々な機会を通じて周知広報を行う。
- 全ての特定保健指導対象者の利用機会を確保するよう、利用案内の徹底を図る。
- 特定保健指導の受け入れ（利用）見込みが高い事業所等へ、優先的に働きかけ等、効果的・効率的な特定保健指導を実施する。
- 質を確保しつつ外部委託を更に活用することにより、健診・保健指導が一貫して実施できる健診当日の初回面談や、遠隔面談等（ICT）の活用を促進する等、特定保健指導を利用しやすい環境づくりを推進するとともに、対象者の利便性の向上を図る。

KPI:

- ① 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする
- ② 被保険者の特定保健指導実施率を23.3%以上とする
- ③ 被扶養者の特定保健指導実施率を18.6%以上とする

事業の現状等



■ 令和6年度KPI:17.1%
■ 令和6年度11月末現在
14,874名受診
(達成度:63.3%)

■ 令和6年度KPI:17.5%
■ 令和6年度11月末現在
562名受診
(達成度:43.2%)

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

- 特定保健指導の利用がない加入者や事業主等に対し、特定保健指導を利用することの重要性について、様々な機会を通じて周知広報を行う。
- 特定保健指導の受け入れ（利用）見込みが高い事業所等は、自営で確実に案内を行い、特定保健指導実施へ繋げる。
- 外部委託機関の特定保健指導を推進するため、質も確保したうえで健診当日の初回面談を推進する。また、特定保健指導の早期実施については、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- 遠隔面談等（ICT）を活用した特定保健指導を促進する等、実施しやすい環境づくりを推進し、特定保健指導対象者の利便性を図る。

事業計画＜取組内容・目標＞

■重症化予防対策の推進

- 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
- 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。

KPI:

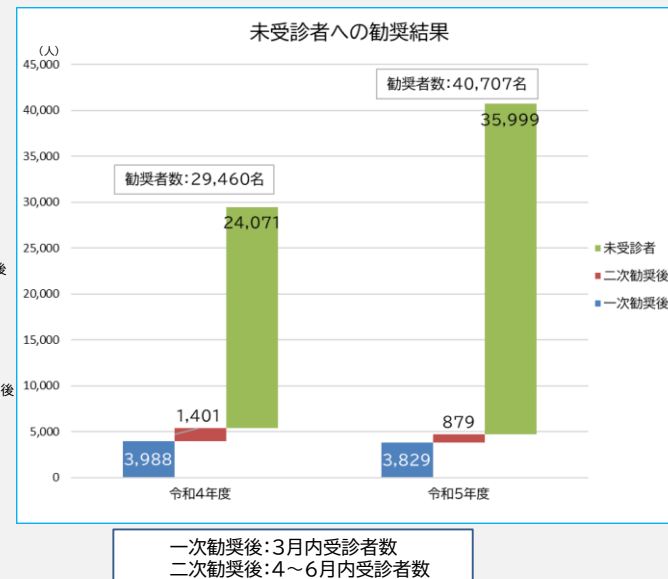
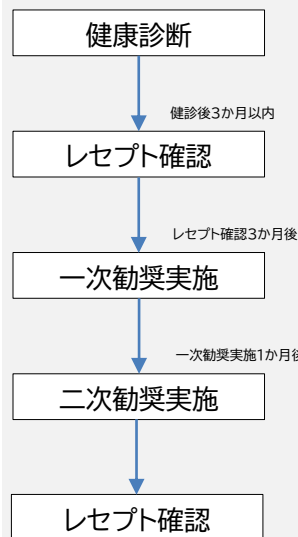
血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を
対前年度以上とする

(※)2025(令和7)年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

事業の現状等

- 令和6年度KPI:健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする
- 令和5年10月健診受診分まで 31.5% 〔KPI:32.3%以上とする〕

【未受診者への受診勧奨の流れ】



事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

- 医療機関や広報を活用して、未治療者に対して早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判定されながら、医療機関への受診が確認できない者に対し、受診勧奨を新たに実施する。**【新規】**
- 未治療者に対して、委託業者を活用して文書通知・電話等を活用した支部による二次受診勧奨を実施する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ コラボヘルスの推進

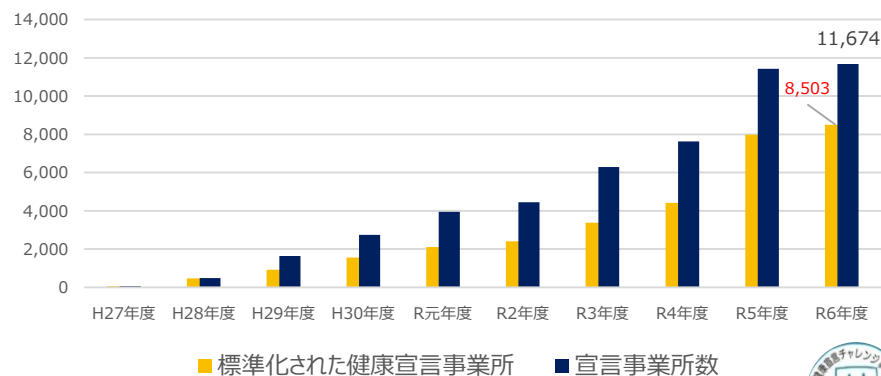
- 健康宣言事業所数の拡大とともに、健康宣言事業所の健康づくりの取組みの質を担保するため、ヘルスアップ通信簿の活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標設定を必須化し、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- 自治体や関係団体等との連携を強化し、地域・職域における健康づくりを推進する。
- メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組みを積極的に推進する。

KPI:健康宣言事業所数を**12,050事業所**(※)以上とする
(※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数

標準化された健康宣言……「健診受診率」及び「保健指導利用率」と「事業所の健康課題に応じた目標」を設定すること。

事業の現状等

愛知支部 健康宣言事業所数の推移



令和6年度KPI：9,760事業所

令和6年12月19日時点：11,674事業所

(うち、標準化された事業所数:8,503事業所)

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

■ 健康宣言事業の普及促進及び健康宣言事業所のフォローアップ(通年)

- ① 「取組結果報告書」等に基づき、積極的に健康づくりに取り組まれた事業所を表彰し、モチベーション向上及び更なる取組みの推進につなげる。(9月)
- ② 自治体、関係団体、協定企業と連携した健康経営セミナーの開催や、地元経済新聞を活用した広報により健康宣言事業の普及促進を図る。(通年)
- ③ 自治体との共同事業(Wチャレンジ)を通じて、健康宣言事業所の取組み状況を共有し、地域・職域における健康づくりの推進を図る。(通年)
- ④ ヘルスアップ通信簿や好事例集を活用して、健康宣言事業所における健康づくりの質の向上をサポートする。(通年)
- ⑤ 健康宣言事業所を対象としたセミナー及び交流会を開催し、健康づくりに関する講演や事業所同士の交流会を通じて、健康宣言事業の普及促進につなげる。(下期)
- ⑥ 健康講座(訪問・オンライン)を開設し、事業所内で活用できる社員向けの健康づくりサポートを実施する。(通年)

■ メンタルヘルス対策(通年)

- ・ 愛知産業保健総合支援センターの協力のもと作成したメンタルヘルス対策動画(4本)を視聴いただけるよう、様々な広報媒体を用いて周知広報を行う。(通年)

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 医療費適正化

■ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう広報等に取り組み、更なる使用促進を図る。

■ バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。（KPI）

※国の新たな目標（令和11年度末まで）：

- ・ 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする。
- ・ バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする。

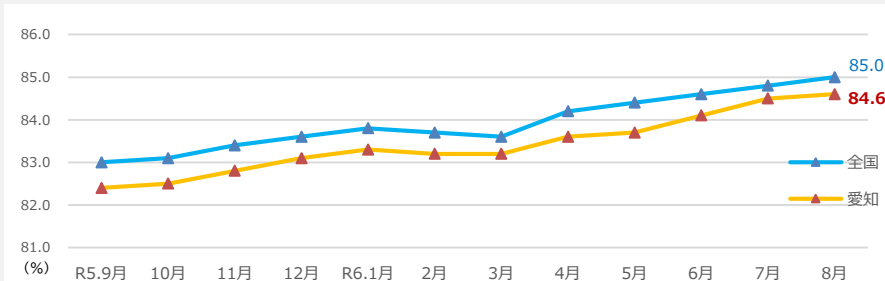
※バイオシミラーとは、バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から発売される薬であり、バイオ医薬品は、細胞や微生物などの生物の力を利用してつくられる、タンパク質を有効成分とする新しい薬。全16成分あり、注射で用いられることが多い。

■ 上手な医療のかかり方について、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進等について、加入者への周知・啓発を実施する。

KPI：医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）を年度末時点で**対前年度**以上とする。

事業の現状等

◆ ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）



◆ 上手な医療のかかり方

- ・ バナー広告、新聞広告等を用いた周知・広報
- ・ 花粉症治療者を対象としたセルフメディケーション通知事業（※令和7年1月に約14,000人に送付予定）

◆ バナー広告
R6.12月～R7.1月
広告配信



◆ 新聞広告
R6.10.20
中日新聞掲載



事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

■ ジェネリック医薬品の使用促進及びバイオシミラー使用促進事業

- ① ジェネリック医薬品の広報については、広報紙、地元新聞、バナー広告等を用いて、「上手な医療のかかり方」の広報に併せて実施する。
- ② バイオシミラー使用促進事業については、本部から提供されるデータ等を用いて、県や関係団体等への働きかけを行う。

■ 上手な医療のかかり方

- ・ 引続きバナー広告や地元新聞等を用いて、訴求対象に応じた効果的な広報を実施する。新たに各保険者との連携や外国人向けの広報を実施する。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 広報活動

■ 最重点広報テーマとして、「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」の広報を行う。また、特別広報として、引続きマイナ保険証に関する広報を実施する。

■ 協会の象徴的な位置づけであった健康保険証を新規に発行しないことを踏まえ、一層の「協会けんぽ」の認知度向上に努める。

■ ホームページ、広報紙のほか、加入者へ直接届くSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。

■ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談対応や加入者の健康づくり等について、セミナーの実施や広報紙等を通じた情報提供を行う。

KPI:

- ① SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う。
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数割合を**53.0%**以上とするとともに、委嘱事業所数を**対前年度**以上とする。

事業の現状等

◆ マイナ保険証に関する広報

- ・ 経済団体、関係団体等を通じた広報（6月）
- ・ ホームページ特設サイトの開設（10月～）、新聞広告（10月）
- ・ 扶養調書（10月）、医療費のお知らせ（R7.1月）送付時の広報

◆ SNS（LINE）の開始（11月～）

- ・ 健康情報に関するテーマを月2回配信。

◆ 健康保険委員の委嘱拡大、情報提供

- ・ 令和6年度KPI:52.0%、11月末現在:52.3%
- ・ 委員向けメルマガの発信（月1回）、マイナ保険証に関する情報提供（11月）
- ・ 研修会の開催（R7.2月開催予定）



事業計画達成に向けた具体的な施策

時期： 通年

■ 広報活動

- ① 最重点広報テーマにおいては、本部と一体となつての広報とし、全国統一のデザインを用いた広報を実施する。（ポスター、リーフレット、新聞広報等）（R8.3月）
- ② SNS（LINE）による広報については、友だち追加につなげるため、支部作成の広報媒体全般（ホームページ、広報紙、健診関係や健康宣言のパンフレット等）や研修会といった機会を活用する。また、加入者に直接届けるに相応しい内容とする。
- ③ 小学生およびその保護者世代に健診の重要性を啓発するため、ポスターコンクールを継続して実施し、優秀作品の商業施設や駅等への掲示や広報媒体への掲載を行う。（6月）
- ④ 大学生が健康経営を実践する事業所の取材や研究を行う取組みを大学と共同で実施し、若年層が健康経営の大切さを実感する機会を提供する。（ホワイト企業探訪記）

■ 健康保険委員の委嘱拡大、情報提供

- ① 健康保険委員の委嘱拡大に向け、広報紙や健康宣言時の登録を呼びかける。
- ② 委員の特典として、制度改正、マイナ保険証、健康づくり情報など最新のトピックや役立つ情報の提供を研修会やメルマガ等を通じて行う。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ データ分析に基づく事業実施

- 本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用いて支部の特徴や課題を把握し、医療費適正化や健康づくり等の課題に応じた事業を検討する。
- 若年期や高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを推進する。
- データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、医療費・健診データ等分析マニュアルの活用や支部間の分析事例の共有及び情報交換、研修の受講による人材育成を通して更なる分析能力の向上を図る。

■ データを活用した意見発信

- 医療費適正化計画、医療提供体制、医療資源の適正使用等に係る意見発信

事業の現状等

◆ データに基づく愛知支部の状況と課題

医療費	15歳以下の一人当たり医療費が高い、呼吸器系疾患の一人当たり入院外医療費が全国平均を上回る。時間外受診の一人当たり算定回数が全国の中で高い。
健診・保健指導	生活習慣病予防健診・特定健診実施率が低い、特定保健指導実施率が低い。
健診・問診状況	メタボリスク予備群該当者の割合が全国平均より高い。睡眠の改善を必要とする者が多い。

◆ 分析データに基づく事業例

- ・ セルフメディケーション通知事業
- ・ メタボ解消、対策動画の作成及び周知啓発（R7.1公開予定、機械器具製造業にお勤め方に特に有効な内容）
- ・ バナー広告、PTA名古屋での子供を持つ家庭向けを意識した「上手な医療のかかり方」広報
- ・ 「健診」や「睡眠」をテーマとしたマンガやコラムを使った広報



◆ データを活用した意見発信

- ・ 県の会議体である保険者協議会や健康づくり推進協議会等で医療費適正化などについて意見発信を行っている。

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期： 通年

■ 分析データに基づく事業

令和6年度に実施している事業の継続として、

- ・ メタボやメンタルヘルス動画の視聴いただきやすくなるよう、動画掲載の「コラボヘルスサイト」の構成を見直すとともに、既存のパンフレット等での掲載範囲を広げ、認知度向上につなげる。
- ・ シリーズ化している「健診」、「睡眠」をテーマとしたマンガやコラムをまとめ、冊子化やホームページへの掲載を行い、幅広く周知広報を行う。
- ・ SNS(LINE)を有効活用し、動画視聴回数やホームページ閲覧回数向上につなげる。
- ・ 「上手な医療のかかり方」のバナー広告は、継続使用により有効活用とし、PTA名古屋は、名古屋市内の小中学生向けのご家庭向けの広報紙として定着していることから引き続き実施する。

■ データを活用した意見発信

- ・ 愛知県の取組みの進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して効果的な意見発信を行う。

事業計画＜取組内容・目標＞

■ 組織運営体制

- 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成
 - ・支部の課題に応じた独自の研修、全国統一のeラーニング研修の実施
- 風通しのよい組織づくり
 - ・社内報の発行、あいさつの励行等
- 内部統制の強化、個人情報保護・コンプライアンスの徹底
 - ・事務処理誤りの発生防止
 - ・個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会の開催
- 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ・100万円を超える調達は一般競争入札を実施。オンライン会議による経費節減等
- KPI:
一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、**15%**以下とする。

事業の現状等

◆ 研修

- ・「仕事における報連相の研修」(6～7月) グループ長補佐、主任、スタッフ対象
- ・「コミュニケーション力向上研修」(12月) 主任、スタッフ対象
- ・eラーニング研修(情報セキュリティ研修、個人情報保護研修、リスク管理研修等)

◆ 風通しのよい組織づくり

- ・支部独自の社内報の発行(計8回)、あいさつ励行期間の設定(4月、10月)

◆ 内部統制の強化、個人情報保護・コンプライアンスの徹底

- ・事務処理誤り防止強化月間(10月)
- ・個人情報保護管理委員会、コンプライアンス委員会の開催(7月)

◆ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・一者応札案件割合:20.0%(R6.11末現在)
- ・調達に関する支部内研修(R7.1月実施予定)

事業計画達成に向けた具体的な施策

時期：通年

- 人材育成
 - ・本部・・・役職に応じた階層別研修、業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修、通信教育講座による自己啓発支援
 - ・支部・・・ビジネススキル研修、個別課題研修、調達に関する研修
- 内部統制の強化、個人情報保護・コンプライアンスの徹底
 - ・事務処理誤り防止計画の策定、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修等の実施
- 費用対効果を踏まえたコスト削減等
 - ・一者応札とならないよう、公告期間や納期期間の確保、仕様の見直しを図る。
 - ・一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート等を実施し、案件数の減少につなげる。

1. 基盤的保険者機能の盤石化

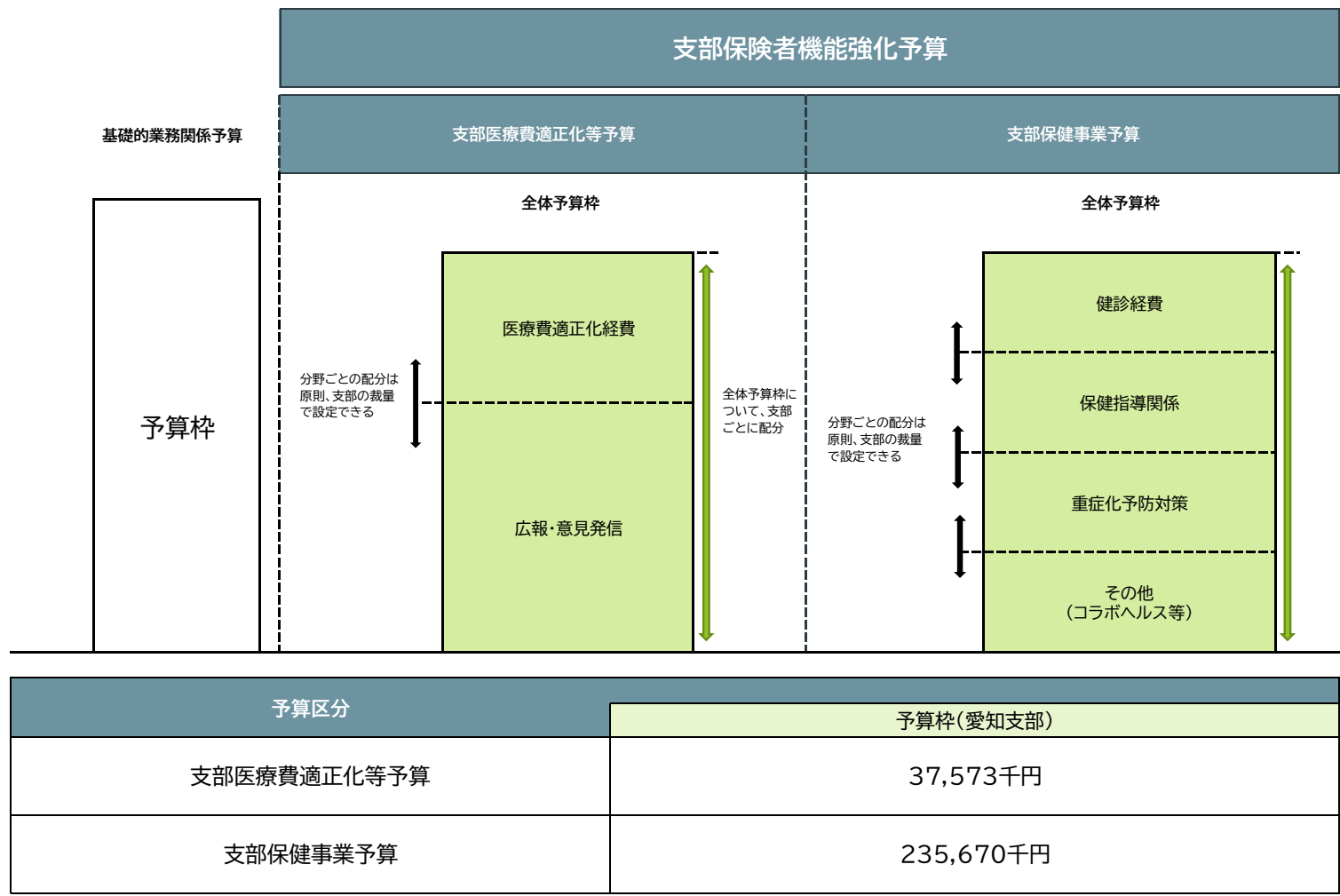
施 策	KPI項目	R7 KPI	R6 KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定	100%	100%
	②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する【新規】 ※全支部一律に設定	-	-
	③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする【新規】 ※全支部一律に設定	対前年以下	-
レセプト点検の精度向上	①協会のレセプト点検の査定率(※)について前年度以上とする (※)査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額 ※全支部一律に設定	対前年以上	0.118%以上
	②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする ※全支部一律に設定	対前年以上	7,895円以上
債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定	対前年以上	59.74%以上

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

施 策	KPI項目	R7目標	R6 目標
特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診実施率	58.7%以上	56.9%以上
	②事業者健診データ取得率	14.1%以上	13.5%以上
	③被扶養者の特定健診実施率	32.2%以上	31.3%以上
特定保健指導実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導実施率	23.3%以上	17.1%以上
	②被扶養者の特定保健指導実施率	18.6%以上	17.5%以上
重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする。 (※)胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	対前年以上	32.3%
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を12,050事業所(※)以上とする (※)標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	12,050事業所以上	9,760事業所
医療資源の適正使用	①医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※1)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。(※1)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	対前年以上	83.2%
	②バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。【新規】 ※全支部一律に設定	-	-
広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う【新規】	-	-
	②-1 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を53.0%以上とする。	53.0%以上	52.0%以上
	②-2 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	対前年以上	19,327事業所
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする ※全支部一律に設定	15%以下	15%以下

愛知支部保険者機能強化予算(案)

中長期的な財政運営等の観点も踏まえて、協会けんぽの将来的な医療費の削減につなげていくことを目的に各支部で地域の実情に応じた医療費適正化や健康づくり等の保険者機能を強化する取組を実施する場合に計上する経費。



支部医療費適正化等予算

区分	予算案(千円)
医療費適正化対策経費	11,319
広報・意見発信経費	26,246
合計	37,565

保健事業予算

区分	予算案(千円)
健診経費	123,346
保健指導経費	42,411
重症化予防事業経費	22,124
コラボヘルス事業経費	24,332
その他の経費	4,078
合計	216,291

分野	区分	新規・継続費の区分	取組名	予算案(千円)
医療費適正化対策経費	企画部門関係	(継続)	地方自治体・関係団体と連携した啓発、連携事業の実施	220
		(継続)	令和6年度OTC医薬品利用促進通知書の効果検証事業	3,619
	業務部門関係	(新規)	精神疾患の受診動向等に関するレセプト分析	7,480
医療費適正化対策経費 計				11,319

分野	区分	新規・継続費の区分	取組名	予算案(千円)
広報・意見発信経費	紙媒体による広報(定期広報誌等)	-	-	6,215
	その他の広報	(継続)	メールマガジンを活用した広報	6,380
		(継続)	地元新聞を活用した広報	8,712
		(継続)	広報媒体「PTA名古屋」を活用した医療費適正化に向けた広報	1,287
		(継続)	バナー広告とランディングページを用いた上手な医療かかり方広報	3,058
		(新規)	外国人向けの上手な医療のかかり方の広報	594
広報・意見発信経費 計				26,246

分野	区分	新規・継続費の区分	取組名	予算案(千円)
健診経費	健診実施機関実地指導旅費	-	-	60
	事業者健診の結果データの取得	-	委任状取得費【健診機関】	110
		-	データ作成等経費【健診機関・事業主】	1,540
		(継続)	外部委託業者を活用した 提供依頼書・健診結果取得勧奨及びデータ化業務	48,648
	集団健診	(継続)	商業施設等を活用した集団健診の実施	30,000
	健診受診勧奨等経費	(継続)	健診の周知・案内(年次案内)	10,593
		(継続)	生活習慣病予防健診未受診事業所等に対する受診勧奨	5,940
		(継続)	特定健診の未受診者に対する受診勧奨	16,500
		(継続)	市町村のがん検診と同時の集団健診の実施	9,955
健診経費 計				123,346

分野	区分	新規・継続費の区分	取組名	予算案(千円)
保健指導経費	保健指導用パンフレット等作成など	-	-	13,417
	保健指導利用勧奨経費	(継続)	外部委託による保健指導勧奨業務	27,104
		(継続)	外部委託による事業者健診後の共同利用のお知らせ発送業務	1,890
重症化予防事業経費	未治療者受診勧奨	(継続)	未受診者への受診勧奨業務	17,900
		(新規)	特定保健指導の対象とならない未治療者への健診当日の受診勧奨	4,224
保健指導経費、重症化予防事業経費 計				64,535

分野	区分	新規・継続等の区分	取組名	予算案(千円)
コラボヘルス事業経費	コラボヘルス事業	(継続)	健康宣言事業の推進	11,803
		(継続)	健康づくりに特化したWEBサイト運営	1,540
		(継続)	健康宣言優良事業所表彰式の開催	539
		(継続)	健康宣言事業所向けセミナーの開催	924
		(継続)	健康宣言事業所向け健康講座の実施	6,182
	情報提供ツール(事業所カルテ等)	(継続)	情報提供ツール(事業所カルテの作成)	3,344
コラボヘルス事業経費 計				24,332

分野	区分	新規・継続等の区分	取組名	予算案(千円)
その他の経費	その他の保健事業	(新規)	特定保健指導の推進に向けた事例集の作成	523
		(継続)	健診ポスターコンクールの実施	2,345
		(継続)	愛知県へのデータ提供に伴う匿名化加工	1,210
その他の経費 計				4,078